

改正資源法で再生プラスチック利用拡大なるか

◆プラスチック使用の3製品分野で再生プラスチックの利用義務化の方針発表

2025年8月、経済産業省下の資源循環経済小委員会で、「指定脱炭素化再生資源」に再生プラスチックが指定され、再生プラスチックの利用を促進する製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）に、①容器包装、②家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、③自動車の3つが選定された。5月に成立した資源有効利用促進法の改正法（改正資源法）で、脱炭素化促進のために、実質上再生材利用の義務を課す製品を特定し、製造／販売事業者に再生材の利用に関する計画策定・定期報告を義務付けることが決定されていた。

指定脱炭素化再生資源は今後も拡大される方針であるが、「再生材利用によるCO₂排出量削減効果が大きく、再生材生産技術もある程度確立しているが、普及のためには質や量の確保などの課題があり政策的な措置が必要」という観点で、まずは再生プラスチックが指定された。報告対象の3製品分野は、個別のリサイクル法による回収体制が整備され、プラスチックの分離・リサイクル技術の開発に取り組まれており、さらに業界も再生プラスチックの利用方針を示していることから選定された。

今回の決定内容を反映した政令は、意見公募を経て、10月に公布される予定である。改正資源法は26年4月施行予定で、対象事業者は、再生プラスチックの中期利用計画を27年6月までに提出し、28年以降は前年度実績を毎年報告する。

◆実効性を上げるには再生材供給、コスト転嫁、報告対象の網羅性などに課題も

すでに業界団体などから、今回の制度の実効性を上げるためには、以下のような課題が指摘されている。

- (1) 再生材の供給：この制度では再生材の需要者側には利用・報告義務があるが、再生材の供給者側には義務がなく、需要者側の計画通りに再生材の供給が進むのか懸念される。
- (2) 消費者の価格アップの受容：再生材利用によるコスト増加分を製品価格に転嫁できるように、消費者を啓発する必要がある。

(3) 容器包装の対象事業者の網羅性：対象事業者の網羅性については、自動車は国内全大手メーカーが対象に含まれ、家電も国内生産／輸入量の9割以上をカバーするように設定されている。その一方で、容器包装については、年間生産／販売量1万トン以上の事業者、かつ食品・医療用途は対象外（飲料用PETボトルは対象に含む）となっており、カバー率が国内生産／販売量の半分以下になると推測される。食品・医療用途は、食品衛生法や薬機法の制約があるため、現段階では除外された。農林水産省「令和6年度 容器包装利用・製造実態調査」によると、プラスチック容器包装排出見込み量（PETボトル含む）に占める食料品製造業の割合は約28%、医薬品製造業が約3%であり、特に食料品用途は無視できない量である。小委員会でも、施行後の対象事業者規模の見直しや、食品業界を対象に入れる議論の必要性が指摘されている。

◆ プラ使用製品4分野で、再生材利用要件を含む環境配慮設計の認定基準発表

改正資源法では、特に優れた環境配慮設計製品の認定制度創設が決定されており、今後電化製品や衣料品を中心に検討される。優れた設計基準を明確に示すことにより、製品全体のレベル向上を図る。認定製品は、グリーン購入法上の配慮対象となるほか、リサイクル設備投資への支援措置などを受けられる。

プラスチック製品は一步先を進んでおり、プラスチック資源循環促進法で、環境配慮設計についての「プラスチック使用製品設計指針」が公表されている。7月には経済産業省が、これに基づいて策定された設計認定基準を「清涼飲料用ペットボトル容器」「家庭用化粧品容器」「家庭用洗剤容器」「文具」の4分野について発表している。この認定基準では、減量化やリサイクルしやすい素材などの構造上の要件のほか、再生プラスチックやバイオマスプラスチックなどのサステナブルな材料の使用要件が具体的数値で示されている。 【石井由紀】

設計認定基準の再生プラスチック／バイオマスプラスチックの使用割合の要件の例

製品例	容器本体の素材 (付属品除く)	サステナブル素材の使用割合要件
清涼飲料用PETボトル	PET	再生プラスチックとバイオマスプラスチックの合計重量が、容器重量比15%以上
家庭用化粧品容器 (詰め替え用ではない容器)	PET、PE、PPの いずれかの単一素材	プレコンシューマ材由来再生プラスチックの重量に0.5を乗じて得た重量とポストコンシューマ材由来の重量の合計が、容器重量比50%以上
家庭用洗剤容器 (詰め替え用ではない容器)	PET、PP、PE、PSの いずれかの単一素材	再生プラスチックとバイオマスプラスチックの合計重量合計が容器重量比25%以上
文具 (クリアファイル、 バインダーを除く)	単一素材	以下のいずれかを満たす ①プレコンシューマ材由来再生プラスチックが容器重量比40%以上 ②ポストコンシューマ材由来再生プラスチックが容器重量比20%以上 ③バイオマスプラスチックが容器重量比10%以上

(各製品分野における「プラスチック使用製品設計指針に基づく設計認定基準」よりARC作成)